**パートタイマー労働契約書**

1.　　　　　　　　　　（以下「会社」という。）と　　　　　　　　　（以下「本人」という。）とは、以下の条件により労働契約を締結する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 雇用期間 | 平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　日まで | | |
| 勤務場所 |  | | |
| 仕事の内容 |  | | |
| 勤務時間等 | 時　　　分から　　　時　　　分迄（うち休憩時間　　　　分） | | |
| 休　日 |  | | |
| 所定外労働 | 1　所定外労働： 有  2　休日労働：有 | | |
| 休　暇 | 年次有給休暇：労働基準法の規定に従う | | |
| 賃　金 | 1　基本給　時給　　　　　円  2　通勤手当：  3　法定時間外労働割増率（法定外：２５％　休日：３５％　深夜　２５％）  4　賃金締切日（毎月　　　　日）賃金支払日（毎月　　　　日）  5　賃金の支払方法：銀行振込  6　昇給：なし  7　賞与：なし  8　退職金：なし | | |
| 退職に  関する事項 | １．本人が心身の障害等により業務に耐えられないとき、能力不足又は勤務成績不良のとき、事業の縮小その他やむを得ない業務の都合によるとき又はその他会社の従業員としての適格性がないときは、会社は契約期間の途中であっても本雇用契約を解消できる。  ２、本人が死亡したとき、会社が契約更新をしなかったとき又は本人が会社からの連絡に応答せず３０日が経過したときは、その日をもって本人の退職日とする。 | | |
| 契約更新の  有無 | 右記判断基準に従って更新することがある。 | 契約の更新の  判断基準 | ・契約期間満了時の業務量  ・従事している業務の進捗状況  ・能力、業務成績、勤務態度  ・会社の経営状況 |
| その他 | ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口：会社の総務担当者 | | |

2.退職を希望する場合には、少なくとも３０日前迄に会社へ届け出ること。

3.その他、疑義が生じた場合には労働法令に従う。

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　会　社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　本　人　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印